

ベストな選択に向けての養子縁組相談支援 ーカナダ・ブリティッシュコロンビア州 認定養子縁組機関の訪問調査を通してー

森 和子*

健全な家庭を作るための子育て支援システムが発達している国カナダのブリティッシュコロンビア州での養子縁組の手続きとアフターケアのあり方を明らかにし、わが国の養子縁組相談支援への示唆を得ることを目的に認定養子縁組機関を訪問調査した。

その結果、BC州での養子縁組機関事業は実践の中から生じた課題を改善するために法整備と改正を重ね、施行規則を詳細かつ具体的に示すことで認定養子縁組機関のサービスのバラつきを防ぎ高い相談支援の質が保障されていることが明らかになった。わが国でも養子縁組あっせんに関する法律や施行規則を定めた上で法的根拠に基づいたガイドラインの作成が急務と考える。赤ちゃん縁組が注目されている昨今、養子の健康なアイデンティティの形成のためにも、肯定的に理解できるような実親への記録の取り方と資料の永年保存が求められよう。また求める養子や実親が将来的に再会することも見据え、当事者が情報にアクセスできるよう特定の機関での養子縁組相談支援が整えられ、長期間にわたって実親、養子、養親の人生を支えるシステム作りの必要性が示唆された。

Key Words：養子縁組相談支援，児童の最善の利益，認定養子縁組機関

はじめに

わが国でも「社会的養護の課題と将来像」¹⁾で、今後10数年の間に、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられ家庭養護の重要性が認識され推進していく方向が打ち出された。欧米では児童の発達の観点からも、乳幼児期の継続した愛着関係の形成が重要であり、児童は可能な限り家庭的環境の中で養育されることが最も望ましいと考えられ里親養育や養子縁組が推進されている。パーマネンシーの保障は、児童の成育史における連続性の感覚を養い、青年に向けてのアイデンティティの形成過程の原動力（Kroger, 2000）となり、その

後の自立の基盤となる重要なものである。実務家からも「子どもが健全に育つためには、特定の大人との安定した信頼関係がすくなくとも20年以上継続されることが必要である」（岩崎, 2001）と言われている。児童福祉サービスの中でも養子縁組制度は、実親に代わって血縁を超えて子どものパーマネンシーを保証する制度であることに意義がある。そこでカナダの養子縁組のシステムからベストな選択に向けての養子縁組相談支援のあり方に注目した。カナダでは養子縁組の成否を決定する基準は、子どもの最善の利益であって、それ以外の基準は認められていない（大谷, 2001）と定めている。健全な家庭を作るための子育て支援システムが発達している国の一つであるカナダでは「24時間親でいることは大変なこと、親に

* 人間学部人間福祉学科

は援助が必要」という共通意識を持ち支え合っていくこと、そして親が自信を持てるよう（エンパワーするよう）サポートするのがカナダ流の子育て支援（福川，2001）という理念が背景にある。

カナダは、10の州と2つの準州からなる連邦国家である。先住民、イギリス系、フランス系、アジア系などの多種多様な集団とそれに伴うさまざまな文化も共存する国である。児童福祉のサービスの歴史的経緯をみると、保健、教育、福祉の問題はそれぞれの教区や自治体の管轄領域であったが、英領北アメリカ法（1867年）の下で、各州にまかされるようになった。児童福祉サービスに関しては、国の統一基準を作ろうとする動きもあった（クリシック，2008）。カナダ連邦政府の児童福祉は国が統一した制度を示すのではなく、制度の基準を示すのみで、社会サービスなどのプログラムは州政府と市町村が所轄している。そのため、州や準州により児童の定義は異なる。児童の年齢も各々16歳未満から18、19歳未満までとまちまちで、様々な社会的養護を受けている子どもについての国の統一した枠組みを作り上げるのは非常に困難であるといわれている（Mutchahy & Trocme, 2010）。

カナダでの社会的養護（イン・ケア）を受けている児童の実態として、2007年の統²⁾では、カナダ全土で、社会的養護を受けている児童は67,161人である。ブリティッシュコロンビア州（以下BC州とする）は人口が3番目に多く、0歳から18歳までの児童数915,168人に対し、社会的養護を受けている児童が9,271人で全体の10.1%を占めている。カナダの社会的養護には、里親養護と施設養護、サポートを受けての自立生活がある。施設養護は子どもに問題行動があり、里親ではケアできない子どもや特別な保護を必要とする子どものためにある。これらのサービスは、非営利団体や民間機関または個人で運営されている（資生堂児童福祉海外研修報告書，2005）。ケアに入る子どもの大部分は里親委託され、その中から養子縁組になる子どもたちもいる。

2014年に行ったBC州の養子縁組あっせんの現状と実務体制の文献調査（森，2015）から、徹底して子どもの最善の利益を追求した養子縁組の

あり方を実践し、養子縁組あっせんに関して法律や規則により詳細に取り決められた制度を整えていることが明らかになった。わが国では、子どもの最善の利益を第一に考慮した養子縁組の手続きに関する法的規定や、行政手続きを明確にした公式文書は存在しない。そのため養子縁組の手続きのプロセスやアフターケアは各機関に全面的に委ねられているのが現状である（林，2015）。本研究では、養子縁組を支えるサービスにおいて重要な役割を担うBC州の認定養子縁組機関を訪問調査することにより、わが国の養子縁組相談支援への示唆を得たいと考えている。

第1章 研究の目的と方法

第1節 研究の目的

本研究では、BC州の認定養子縁組機関の訪問調査により、ベストな選択に向けての養子縁組の手続きとアフターケアの相談支援のあり方を明らかにするとともに、わが国の養子縁組相談支援への示唆を得ることを目的とする。

第2節 研究の方法

2014年に行った養子縁組あっせんの現状と実務体制の文献調査（森，2015）を踏まえた上で、バンクーバーにあるBC州認定養子縁組機関2か所を訪問し、インタビュー調査と資料の収集を行った。調査結果は、BC州の養子縁組サービスの概略を資料とインタビューにより得た情報をもとにまとめた。次に、BC州認定養子縁組機関での調査により明らかになった養子縁組の手続きや養子縁組後の支援について、実親・子どもに対する相談支援、養親に対する相談支援、養子縁組機関事業のあり方の視点から分析した。訳語については大谷（2001）と近藤（2001）によるカナダの養子縁組法、養子縁組斡旋規則は近藤（2003）によって日本語訳されている条文を原文とともに参考にして、本研究でも次のように統一した。Biological parent（実親）、Biological mother（実母）Biological father（実父）、Ministry of Children and Family Development（子ども家庭省）、認定養子縁組機関（Licensed Adoption Agency）、開放的養子

縁組 (Openness Adoption), 閉鎖的養子縁組 (Closed Adoption)³⁾ とした。

第3節 調査対象と日時

認定養子縁組機関調査として、1ヶ所目の Family Services of Greater Vancouver (以下「ファミリーサービス」とする) には2015年8月13日に理事の Delia Ramsbotham 氏から、2ヶ所目の Sun rise Family Services Society (以下「サンライズ」とする) には8月14日に訪問し、統括部長である Shelley Brownell 氏から各2から3時間の聴取を行った。

第2章 調査結果

第1節 BC州の養子縁組サービスについて

1. 養子縁組あっせんについて

BC州の児童福祉サービスは、政府の担当部門、もしくは政府の取り決めによって直接提供されている。BC州では、養子縁組は子ども家庭省による公的機関養子縁組とBC州に4ヶ所ある民間のBC州認定養子縁組機関で行われている (Family Services of Greater Vancouver, Sun rise Family Services Society, Choices Adoption and Counseling Services, The Adoption Center of BC の4ヶ所)。認定養子縁組機関では、①国内養子 (主に新生児や乳児)、②国際養子、③公的機関の里親託置から移行する養子縁組を扱っている。

民間養子縁組機関も公的機関での養子縁組と同様の規制のもとにおかれている。養子縁組機関事業の監督として、子ども家庭省及び大臣によって認可された非営利の養子縁組機関が養子縁組を取り扱う権限を与えられている〔第4条 (a) 号、(b) 号〕 (近藤, 2001)。公的機関であるBC州の子ども家庭省では、基本的には社会的養護が必要な州内の子どもは里親に託置をする。公的機関からの養子縁組は、主に社会的養護を必要として里親に委託された里子から実親の元に戻ることが不可能な子どもを養子縁組している。具体的には何らかの障がいをもっているリスクの高い子どもやきょうだいなどである。4歳以降の年齢的に高い子どもが多い。里親託置の目標は家庭復帰であ

り、多くは復帰しているのであるが、裁判所が家庭復帰させることは子どもの最善の利益から考えると不利益であると判断した場合に養子縁組ケースとして登録される。養子縁組の待機児童は虐待や母親による出産前のドラッグやアルコールによる問題を抱えている場合が多い。50%以上の子どもはきょうだいであり、引き離さずに一緒に委託するようにしている。BC州の総人口は約450万人 (BC州観光局2015年9月22日現在) であるが、そのうち先住民の占める割合は4%程度であるにもかかわらず、社会的養護を受けている児童のうちの半数以上は先住民の児童であることも課題となっている。BC州の子ども家庭省には先住民・移行サービス部 (Service Transformation Division II) が設けられ、特別な文化的プログラムが作成して先住民の子どもと家庭に対する福祉改革を進めている (森, 2012)。1996年の新法により、私的養子縁組も公的機関の養子縁組と同様の規制のもとにおくことになった。子ども家庭省及び大臣によって認可された非営利の養子縁組機関が養子縁組を取り扱う権限を与えられている〔第4条 (a) 号、(b) 号〕 (近藤, 2001)。養子縁組機関施行規則には、ライセンスの申請について、期限が切れる6ヶ月前までには州のディレクターに更新の手続きをしなければならない。職員の犯罪歴の確認なども規定されている。ライセンスの中止もしくは取り消しの条項では、養子縁組に関係する人たちへの最善の利益への手厚い配慮がなされない場合、養子縁組機関施行規則に反している場合など、細かく定められている。養親希望者に対して、a. 委託前のサービス、b. 養子縁組計画の作成、c. 同意の準備、d. 子どもの健康上、家族的背景の調書の作成、e. リーズナブルなカウンセリング、f. 子どもの委託6か月後のサービスなど、財政面では、養子縁組費用施行規則によりいかなる時も養親希望者や養親から寄付金を受け取ったり求めてはならないと厳しく規定している。

2. 統計からみるBC州の養子縁組

BC州の養子縁組の最新の統計⁴⁾ から、子ども家庭省で養子縁組が成立した人数が、2011年から2012年で225人、翌年は205人と微減したが、

表 BC 州における養子縁組の統計

(年)

	2014 ～ 2015	2013 ～ 2014	2012 ～ 2013	2011 ～ 2012
MCFD(待機児童プログラム)	265 人	231 人	205 人	225 人
国際養子縁組	*	117 人	117 人	139 人
国内養子縁組	*	*	31 人	37 人
直接委託	*	*	13 人	10 人
計	265 人	348 人	366 人	411 人

*現在のところ集計されていない。

資料：Adoptive Families Association of BC より作成

2013 年から 2014 年では 231 人、2014 年から 2015 年で 265 人となっている。養子縁組待機児童プログラムにより里親に委託された子どものうち、実親の元に戻れない子どもたちを養子縁組することによりパーマネンシーを保障するという考えから増加の方向にあることがわかる。それに対して認定養子縁組機関の担当する国際養子縁組は 2011 年から 2012 年が 139 人、2012 年から 2013 年、2013 年から 2014 年が 117 人である。国内養子縁組も 2011 年から 2012 年で 37 人、翌年が 31 人にとどまっている。認定養子縁組機関による国際養子縁組と国内養子縁組ともに減少していた。養子縁組機関施行規則が制定された 1996 年には 7 か所の機関があったが、ケースの減少により現在は 4 か所になった。親族などへの直接委託（Direct Placement）⁵⁾ は、2011 年から 2012 年で 10 人、翌年が 13 人となっている（表）。

第 2 節 BC 州認定養子縁組機関訪問調査結果

本調査では、BC 州に 4 ケ所ある民間の認定養子縁組機関のうち、バンクーバー市周辺にある「ファミリーサービス」「サンライズ」の 2 か所を訪問しインタビュー調査を行った。

1. BC 州認定養子縁組機関「ファミリーサービス」の訪問調査結果

養子縁組機関「ファミリーサービス」は、バンクーバー市のダウンタウンの中にあり、ヨーロッパ系の白人よりもアジア等からの有色人種が多く生活している地域に事務所を構えている。商店やオフィスが立ち並ぶビルの一 corner の 2 階に事務所は

あった。

(1) 「ファミリーサービス」の概要

訪問当日インタビューに応じたのは養子縁組機関の理事である Shelley Brownell 氏であった。ファミリーサービスは、1928 年に家族に対する支援機関として設立された。地域の人口の増加とともに、家庭生活教育、子どものデイケア、家事サービス、危機的にある若者へのサービスなど地域での最前線で家族への支援を行ってきた。現在英語以外の 17 の言語で相談に対応しサービスを提供している。1996 年に BC 州養子縁組法が成立し、1997 年から委託されて BC 州認定養子縁組機関となった。政府の管轄として移管される 2003 年まで、養子縁組記録の開示請求やサービスを行い約 4000 人の成人した養子に対して実親やきょうだいとの再会など養子縁組コミュニティへの役割を積極的に果たしてきた。

(2) 「ファミリーサービス」の活動内容

子ども家庭省と契約した業務内容としては、養親希望者へのサービス（ホームスタディを含む）、カウンセリング、実親へのサポート、国内と国際養子縁組の養子縁組あっせんをしている。養子縁組にかかる費用が変わるときなど子ども家庭省の認定が必要で、子ども家庭省には 3 ヶ月ごとにレポートを提出している。現在、ファミリーサービスでは養親希望 120 家族が養子を迎えるのを待っている。

1) 「ファミリーサービス」でのインタビュー調

査結果

①養親希望者に向けて一養子縁組タイプの助言
養親希望者へ新生児の養子縁組、国際養子縁組、里子として社会的養護を受けている年長の子どもや障がいのある子どもからの選択肢があるので、どのタイプの養子縁組がその家族に向いているかをスタッフが助言する。

②養子縁組先の選択の方法

一実親が養親候補者を選ぶ

実親には養親のホームスタディで作成したファイル、手紙、写真をパッケージにしたものを見せて実親が養親候補を選ぶ権利がある。同じ文化、宗教、同じジェンダーか、価値観、子どもがいる家庭かなど詳細な項目が記入されているファイルから選ぶ。実親が選んだ養親候補者には子どもと実親家族の医学的及び社会的情報、これまでの経過などを養親に見せ、養親候補者が検討して養親となるかどうか返事をする。もし拒否をした場合は、実親は他の養親候補者を選ぶ。

③養親希望者への教育セミナー

a) 4日間の教育セミナー：養子縁組の現場で経験を積んで資格をもったソーシャルワーカーがセミナーを行う。養親になるためのより良い準備をするための教育セミナーである。内容は、i 養子縁組入門 ii 法律的側面 iii 愛着と養子 iv 医学的問題 v 開放的養子縁組 vi 養子縁組の種類（国内、国際等）vii 別離と喪失 viii 妊娠期のアルコールとドラッグの影響 ix 親族による養子縁組 x 子どもの発達に関して4日間かけてセミナーが行われる。

b) ホームスタディー：養子縁組に関するレポート提出を含むホームスタディは夫婦の場合それぞれが別々に行う。ソーシャルワーカーには家庭訪問とホームスタディの評価をして家庭調書を作成することが決められている（養子縁組法施行規則第3条）。ホームスタディの内容も（a）出生の両親、将来の養親及び養子縁組された子に関する別離と喪失の問題、（b）養子縁組により親となること、及び生物学的な親となることの相違点等具体

的なプログラムが準備され、それらも実親を配慮した視点からのプログラム構成となっている。評価方法としては養親候補のSAFE (Standard analysis Family Evaluation)⁶⁾ というアメリカで作成されたアセスメントを使用している。

④養子縁組に際してかかる費用

ファミリーサービスに払う費用としては、総額乳幼児は約14,000ドル、新生児の国内養子縁組の場合は約18,000ドルかかる。国際養子縁組は、35,000ドルから80,000ドル（ファシリテーター費用＋旅費＋滞在費を含む）と国によって金額に幅がある。例えば中国は孤児院に対し別に5,000ドルの寄付がかかる。以前中国はファシリテーターがいて別料金を払ってすべてアレンジしていた。現在は養子縁組の数が減ってアレンジする人は現地にいて行っている。中国の場合はオンタリオに中国専門の機関があり、中国からプロポーザルがあると現地でのホテルや孤児院との交渉など行ってもらっている。中国では養親が現地に行って2週間すごす。アメリカからは新生児が多く直接にやりとりをしている。エチオピアは2回養親が行かなければならない等、国により国際養子の契約が異なる。

BC州の子どもの養子縁組と他州の子どもの養子縁組、国際養子縁組、直接養子縁組とかかる費用は異なる。養子縁組の準備の費用800ドルと、セミナー等の学習で525ドル、ホームスタディ等の学習では、一人の場合は3,125ドル、二人の場合は3,750ドルである。

委託されるまでの準備として、具体的には、生みの親が閲覧するためのプロフィールの登録、待機中のサポート、委託前のコンサルティング・カウンセリング、生みの親のコンサルティング・カウンセリング、養子縁組ホームスタディで認められた生みの親との振り返り、生みの親の社会・医学的履歴の準備、養子縁組希望のプレゼンテーションの他に、養親とともに生みの親の社会・医学的履歴の

振り返り、生みの親、ソーシャルワーカーと養親の集まりを円滑に促す、生みの親への病院での支援、委託の促進というサービスがある。親族などへの直接養子縁組の場合は、委託前のアセスメントやサービス、委託後の養子縁組申請やサービス等で、10,300ドルを子どもが委託されてから31日までに収める。

⑤養子縁組後のサービス

子どもを迎えて養子縁組が終了するまでは、具体的には、委託後の生みの親のサポートとカウンセリングと養子縁組のための承諾書のアレンジ、委託後の養親のサポートとカウンセリングと3回の訪問、開放的養子縁組の調整のアシスト以外にも養子縁組に向けて裁判所への申請のための弁護士との調整、委託後の裁判所へのレポートの作成のための準備、ケースの終了の準備と記録をヴィクトリアにある子ども家庭省に保管する、委託後の法的なファイルの保存がサービスに組み込まれている。ソーシャルワーカーは子どもが来たら6、12、18ヶ月の時に訪問してレポートを提出する。これらも費用に入っている。エチオピアから来た子どもの場合は、はじめはソーシャルワーカーによりレポートの提出が求められるが、その後16歳になるまで家庭で毎年セルフレポートを書くことになっているとのことであった。家庭訪問をして病気や発達上の心配があるときは、ハウスユニット（house unit：筆者注：地域の看護師が常駐している保健所のような位置づけと思われる）の看護師（house nurse）のサポートが利用できることを知らせる。養子縁組をして子どもを迎えた養親は子どもが何歳でも9ヶ月の休暇（leave）が取れる。養子縁組後養親らの集まりが、1ヶ月に1度ある。だいたい5家族くらい集まる。内容としては、ピクニック、ハロウィン、ボーリングなど楽しい催しを行っている。養子縁組が成立すると政府に記録は移管される。養子縁組の記録は保管する機関に19歳以降に問い合わせをすることで記録のコピーをもらうことができる。ファイルには実親のお腹に子どもがいた頃のことか

らすべて残すようにしている。

2) 「ファミリーサービス」の資料分析—養子縁組の手続きのプロセス

実母・実父用のパッケージ資料（詳しい内容はⅡの実父母に向けてのジャーナルを参照）

認定養子縁組機関では、子どもを出産しても育てることが難しい場合、実父と実母に今後に関する情報資料が入ったパッケージが用意されている。以下はパッケージに入っていた資料である。

①「実母（実父）に向けてのジャーナル」：「ファミリーサービス」より勇気と愛をこめてと表紙に副題として書かれた実母（実父）の旅路〔A Birth Mother's (Father's) Journey〕ジャーナルの使い方が示されている。次の文章はその前文である。「養子縁組を選択した生みの親のあなたのジャーナルです。これはあなたの人生の重要な選択をした時にあった出来事をきちんと残しておくために作成します。また、それは子どもを大切に育ててくれる養親へのギフトとしても使うことができます。養子縁組の際にこの記録によってあなたの願いが改められたり付け加えられたりすることができる癒しの道具です。あなたの想いをこめた詩や出産までの経過のストーリー、赤ちゃんに対する夢や願い、手紙、思い、感情、目標など出産前に記録しておくことができるでしょう。そのほかにもあなたのあかちゃんの思い出とともにあなた自身の生活を保つこともできるでしょう。あなた自身で書いてもよいですし、あなたの信頼できる人たちと書くこともできます。この作業はあなたにとって助けとなるでしょう。」と書かれている。前文に続き1ページずつ書き込めるよう次の項目が作られている。a「妊娠中に感じたこと」、b「書き始めた日、病院にいった日、増えた体重」c「あなたが生まれたときのストーリー」d「あなたへの私の夢と願い」e「あなたのお父さんについての手紙」f「私が養子縁組を選んだ理由」g「養親の方に知ってほしいこと」h「養子縁組をした1週間後・1ヶ月後・1年後の気持ち」等

②「養子縁組：実母のためのマニュアル」(Adoption: Manual for Birth Mother)：養子縁組をするかどうかベストな判断をするための情報、妊娠中、出産

後のケア、その他の選択肢、養子縁組後の実母としての役割、実父が関わることの意義、名前を付けるかどうか、出生登録等について書かれている。

③「実親の悲しみ」というタイトルのリーフレット (Birthparent Grief)：養子に出すことは実親であり続けることを失うことである。養子縁組に出すことで実親は重大な喪失に直面する。共に過ごす時間を失うだけでなく、親として過ごす時を失うことである。喪失することで生活に与える影響—不眠、悪夢、うつ、不安、怒りなどの喪失のプロセスについて説明している。その後にも生ずる悲しみについても書かれておりその際には専門的な支援、カウンセリング等についても言及し、参考になる本も紹介している。

④「実親であること：実母の位置づけ」についてのリーフレット：(Being A Birthparent: Finding Our Place) 実親のための開放的養子縁組のガイドブックのパンフレットで使える資源やサポートについても書かれている。

⑤「実親へのサポートシステム」の図 (Birth Parent Support System)：家族や友人、保健所など公的機関など実親の周囲に存在するサポート資源について図にまとめられている。

⑥「実親における養子縁組の影響」についてのリーフレット (The Impact of Adoption on Birth Parents)：何故養子縁組をしようと思ったか、どのようなレベルの開放的な養子縁組にしたいか、具体的にどのような家族を子どもに臨むのか、与えられた情報以外に養親のどんなことが知りたいかなどが書かれている。

2. BC 州認定養子縁組機関「サンライズ」の訪問調査の結果

BC 州認定養子縁組機関「サンライズ」は、バンクーバーのダウンタウンから渡し船 (Sea Bus) に 15 分位乗船して対岸にある北バンクーバーの港から 5 分程歩いた所に事務所はあった。2 人いるマネージングディレクターのひとり Delia Ramsbotham 氏がインタビューに対応する。

(1) BC 州認定養子縁組機関「サンライズ」の概要

BC 州認定養子縁組機関「サンライズ」は、カ

ナダの歳入によって任命された慈善団体である。カナダは各州に養子に関する法律があり、それぞれの州が責任をもっている。法律が制定されるまでは生みの親や養親のアセスメントがなかったので弁護士などが行っていた。1996 年にそれまでファミリーサービスをしていた機関などが認定養子縁組機関がとして創設された。当時は 7ヶ所あったが、養子縁組の数も減少しコストもかかるようになったため財政的に難しくなり現在は 4ヶ所に減少した。

(2) 「サンライズ」でのインタビュー調査結果

1) 活動の内容

子ども家庭省からの委託で実親のオプションのカウンセリング、養親のアセスメント、教育プログラム、犯罪歴の有無、児童に対する態度や接し方に問題はないかなどを確認する。ソーシャルワーカーによるホームスタディを養親希望者に提供している。機関のスタッフとしては、4 人のプログラスマネージャーがいて、ハイチ、アメリカ担当、アジア、アフリカ担当、実親カウンセリング担当、クライアントの支援担当がそれぞれ配置されている。アドミニストリーアシスタントは、中国語など多言語ができる人が従事している。ホームスタディは 40 人のソーシャルワーカーが業務委託され、受講後のレポートも作成する。

① 実親の選択

実親は子どもが生まれて 10 日後まで養子に出す意思が変わらなければサインをする。4 年前から、実親が正しい選択ができるよう 24 時間一緒に過ごしてもらうようにしている。実親が最善の選択ができるようカウンセリングなどサポートを提供している。養子縁組を選択する実親、自分で育てることを選択する親等さまざまであるが子どもを養子にだしても「サンライズ」と長期的に関わり続けている人も多い。1 年に 3 回養親のために実親と交流する機会を催している。

② 養親希望者への情報提供とホームスタディ

養親希望者の第 1 番目のステップとして、国内養子か国際養子か民間にするか公的機関の子ども家庭省かを選択するための情報提供と助言を行う。ホームスタディは 4 ヶ月ほどかかり、10 か

ら12週の間に5, 6回家庭訪問する。近年はアジア系の人から養子縁組の希望が増えている。もしその人がBC州に住んでいれば留学生であっても国内養子になる。ホームスタディには、SAFEパッケージを用いる。養親が不妊の場合、カウンセリングにかかっているか、アルコール、虐待、薬物過剰摂取など各養親の評価をしている。2014年4月1日から2015年3月31日までの間に83組の養子縁組が行われている。

③ マッチングの方法

マッチングの方法は、実親が養親を選べるようホームページに30組以上の養親のプロフィールが掲載されている⁷⁾。養親候補のプロフィールには2枚にわたって写真や絵をたくさん入れて自分たちの生活や趣味、それぞれについて実親にアピールする文章を書いている。その情報も含め、実親に2, 3人を選んで、第1から第3くらいまで養親候補をあげてもらい、実親から選ばれても養親希望者が医学的背景などで拒否する場合や自身の子どものが授かる場合もある。その時は、次の候補者に声をかける。ある事例を紹介してくれた。昨年、生まれるまで妊娠に気づかなかった23歳の女性が来た。子どもの父親とのつながりもなく家族のサポートがない女性であった。子どもは健康で、オプションのカウンセリングを行った。はじめは閉鎖的養子縁組を希望していたが、養親がとても良い人たちだったため定期的に会い、開放的養子縁組に変えて交流が続いているという。実親が正しい選択をして子どもの情報を共有しながら養親の元で育てていくことが有効であるということが統括部長のシェリーから話される。養親も子どもの遺伝的なことや実親との交流から子どもの背景もわかるので安心して子育てができるという。

④ 養子縁組後の支援

実親は子どもが6ヶ月から1歳まではよく会うが、その後実親が結婚したり家庭をもつと会う回数が減っていくことが多いという。そこで2年に1回実親に「サンライズ」に来てもらっている。先日15年前に養子縁組をした実親がきた。10代になっていた子どもを取り戻したいという訳ではなく、あくまでも親は養親で自分は親ではないが

親戚のおばさんのような位置づけで交流しているという。機関では毎年養親家族とピクニックに行くが、その時に生みの親も一緒に過ごす場合がある。しかし去年の実績では27組中、4, 5組は交流がない家族もいた。実父との交流は10～15%くらい。様々な交流の程度があり、定期的に会う場合から写真や情報を渡す程度のものもある。実父にも生みの母と同じカウンセリングを行う。子どもが生まれたときに実父にもコンタクトをとる場合がある。養子縁組後に不調（adoption breakdown）になった場合は、一時的な子ども支援のグループなどが関係修復のために紹介されるが、修復が難しい場合は「サンライズ」では他の養親をさがすようにしているということであった。

⑤ 真実告知について

きれいに飾られ整えられた箱の中に赤ちゃんがいる写真を見せてもらった。きれいにデコレーションされた箱には生まれた場所や赤ちゃんの名前等が書かれていた。その子どもが生まれたことを電話で知らされ皆とても喜んで迎えにいったことを子どもに伝えるときにその写真も見せたという。これらが家庭の中に置かれているストーリーボックスに入れてあるということであった。親子の半数以上は開放的養子縁組であるが、交流の程度はいろいろあり、手紙や写真のみの場合や定期的の実親と会うなどもある。中には養親から写真や様子を知らせたりしても実親から連絡がない場合もあるという。ルーツ探しでは国際養子縁組の中でも韓国は子どものルーツを知る良いシステムがある。中国では情報が無い場合、住んでいた場所や自分のいた孤児院に行って保育してくれた人を見てくることもある。生まれ育った場所を見て、生みの親は育てることができないからきちんと育ててくれる人に託したというようにポジティブな面を見つけるようにする。ネガティブな面からの解釈では子どもにとって悪影響がある。

⑥ 必要経費について

ホームスタディに5,000ドル、各プログラム国内養子縁組は18,000ドル、国際養子縁組は80,000から120,000ドル（旅費などは別）かかる。生みの親は費用がかからない。養子縁組機関では、養子縁組の数が減少しているので財政的

には困難があるということであった。現在の目標としては、1年に75組の養子縁組成立、100組のホームスタディがあることが望ましいということである。

2) 「サンライズ」の資料分析—養子縁組の手続きのプロセス

相談を受けた際に、実親と養親に渡すパッケージ資料が用意されていた。

① 実親の選択の為の情報の資料 (資料1)

養子縁組をする上での実務的な費用、養親との交流方法やカウンセリング、自助グループなどの精神的支援があることなど実親が子どもの最善の利益を踏まえた上でベストな選択ができるように詳細な情報が提供されていた。

② 実親が養子縁組を選んだ場合の進める手順について (資料2)

実親が養子縁組を選んだ場合、ソーシャルワーカーと養子縁組をすることについて思いなどを話し合うことから始まり、子どもに望ましい養親を自ら選び、出産の調整や出産後は子どもを養子に出すかどうか再度考える時間をもてるように配慮されている。養親と実親との交流のレベルを決めた上で養子縁組後の生活が行われることを説明している。

③ 実親の社会的及び医学的経歴 (資料3)

子どもに実親と実親の家族(父母やきょうだいも含む)の情報をできる限り多く記録しておくことは、2つの理由があった。1つは、子どもの家族背景を理解し、自分はどこからきたのかという感覚を発達させることができるようになるために大変重要なことがあげられる。2つ目は子どもの医学的ニーズをケアするためである。健康上の問題があった場合、早期に症状や治療を行うために必要である。実親と家族の医学的な情報があることで養育者や医療者に可能な限り最善の治療を施すことが出来るために重要となる。個人が特定される情報は取り除いてこの記録は子どももしくは養育者に提供されるようになっている。

④ 産科病院での宿泊計画 (資料4)

出産に際しての必要事項と実母の希望が書ける冊子が用意されており、緊急の連絡先など基本的

なこと以外にも子どもの父親に望むこと、養親に望むこと、赤ちゃんの養育で望むこと、赤ちゃんの名前は誰がつけるかなど実母の希望に沿った出産を迎えられるよう配慮されている。

⑤ 「サンライズ」が提供する養親の為のパッケージ

「サンライズ」は、養子縁組前は、養親となるための準備とホームスタディの完了に向けてサービスを行う機関である。教育プログラムはオンラインで受けることも可能であり、ホームスタディは4ヵ月くらいかかること、養子縁組待機中の過ごし方のサポートや、養子縁組後の困難な時期のサポートを行うことが書かれている。経済的支援として、養子縁組後、実子がいる場合と同じ子育て支援手当がうけられること、CPP disability pension といって将来実親が障がい者になったり死亡した場合、子どもは18歳になるまで年金を受け取れる資格があること、先住民の子どもを受託した養親の場合、Aboriginal Benefits という給付を受け取ることができるというお知らせも入れ社会的サービスを受け取れるようにしていた。子どもを迎えてからのステップとして子どものかかりつけの医者をみつけること、実親と約束したレベルでの開放的な関係をもつ予定を立てること、地域のサポートネットワークを探すこと、BC州の養親家族協会に加入して情報や支援を受けることにより日常生活の中での問題や課題に対処できるよう社会資源も示されている。養子縁組後は毎年9月に行われるピクニック、実母の日のピクニック(母の日の前)も行われ、国際養子縁組の場合、同じ国から養子を迎えた家族が集まる機会も設けられている。養子縁組後にうつに陥った時の相談先の情報も掲載され安心して子どもとの生活が行えるように情報提供がなされている。

第3章 考察

本研究では、BC州の認定養子縁組機関の訪問調査からわが国とカナダBC州の違いを念頭に置きつつ、わが国への養子縁組相談支援のあり方への示唆について述べたい。

1. 実親への尊重とベストな選択のための相談支援

BC州の望まない妊娠をして子どもの養育や経済的な問題で悩んでいる実親に対して自分で育てる場合の可能な限りの情報提供をする。地域の子育て支援を担っているファミリーリソースセンター等の社会資源の情報提供やカウンセリング等手厚い支援が行われている。その上で子どもの最善の利益のため実親のベストな選択に向けてのアセスメントと実親の意思の尊重が相談支援の土台となっている。カナダ国家の最大の柱となっている理念「人権の尊重」（福川，2003）が反映していると思われる。そのために子どもが生まれた後、24時間養子に出すかどうか考える時間をともに過ごすことから始まり子どもが生まれて30日後まで養子縁組の撤回はできるというように実親による養育の可能性を尊重している。BC州では長年にわたり、子どもが実親家庭に留まるために必要な援助を家庭に対して行うためのシステム（大谷，2001）をさまざまな側面から構築してきている。そのため可能な限りの情報提供や環境、社会資源等を紹介して、養育できる可能性を探った上での選択となる。わが国でも厚生労働省の「養子縁組あっせん事業の指導について」の中で公的な支援を受けながら自ら養育することのできる可能性を考慮しようと書かれているが、その前段階での実親の人権の尊重と子どもにとって最善の利益となるような実母の選択に向けての相談支援のあり方の検討が必要になるのではないかと考える。

2. 実親を含めた開放的養子縁組家族への相談支援

児童の出自に対してオープンな関係性の中で成長することが子どもにとって最善の利益になるという信念から、実親が子どものためにベストの養親を選び、実親が望み養親も同意する交流のレベルをもちながら長期的に子どもの育成を見守っていけるような養親家族の姿があった。養育の際に実親と何らかの交流をもつことは、子どもの遺伝的要素や背景など知ることが出来、養親も安心して子育てができるというメリットもあるという。養子縁組後も実親と養親が交流できる機会をもつ

ことで、実親も変わっていくことがあるという。子どもの成長にともない交流が減ったり実際には交流がなくなる場合もあるため、2年に1度実親に養子縁組機関に来てもらって子どもとのつながりを切らないようにしている。養子縁組機関が、実親と一緒に会える機会を準備調整するという役割を担うことで養親も安心して円滑な実親との交流を持ちつつ家庭生活を営んでいると推察された。わが国では開放的養子縁組は一部の専従職員がいる民間児童福祉機関で行われているが、養子縁組の前提としての開放的養子縁組を行うにはまだ職員や費用、社会の理解など課題を改善することが必要であると思われる。

3. ベストな選択に向け法律により規定された認定養子縁組機関事業

実践の中から生じた課題を改善するために改正を重ねた養子縁組法や養子縁組機関施行規則、養子縁組費用施行規則により養子縁組相談支援の具体的なガイドラインが示されている。それによって養子縁組機関は相談支援を行っているため、4ヶ所ある養子縁組機関による実親や養親の教育、養子縁組後のサービスのバラつきを防ぐことができ高い相談支援の質が保障されていることが明らかになった。養子縁組にかかる費用も養子縁組費用施行規則により規定されており、変更があった場合は子ども家庭省に届け出て承認を受けなければならない。わが国では、特別養子縁組をあっせんする民間団体が、養父母から徴収する費用のばらつきが大きいことが厚生労働省の調査（2012年度）で明らかにされた。営利目的のあっせんは児童福祉法で禁じられ、養父母から受け取れる金を交通費や人件費などの実費に限っているが、金額など明確な規定はない。日本の国内養子縁組にかかる費用の平均と比較してもBC州ではより高い費用がかかる。その一方子育て支援サービスでの手当や税控除などが手厚いこともわかった。一概に比較することは難しい部分があるが、わが国においても養子縁組相談支援の手順や内容、質、費用等に関して法的根拠をもった養子縁組機関事業のガイドラインの作成が欠かせないことが示唆された。

また、養子縁組法施行規則（2001年修正）により実親に関しての詳細な記録を残すように養子縁組機関は指導することが求められている。養子縁組が成立するとヴィクトリア州にある機関に一括して保管、管理されている。子どもが19歳になると、子どもと実親が情報開示を求めることが出来るので問い合わせに応じている。年月により双方に会えない事情が発生する場合もあるため、両方の意向がマッチしない場合の規定も作られており、どちらかが拒否をした場合拒否した側がその理由を手紙に書いて渡すなどの配慮がされている。わが国でも愛知方式とも呼ばれる特別養子縁組の方法、いわゆる「赤ちゃん縁組」（矢満田・萬屋、2015）が民間養子縁組機関でも広まり始めている。その際に養子の健康なアイデンティティの形成のためにも養親も実親の存在を肯定的にとらえられるような相談支援、将来的な再会の可能性も見据えた記録の取り方と永年保管すること、当事者が情報にアクセスしやすく長期間にわたって実親、養子、養親の人生をサポートする特定の機関での相談支援システムが整えられることが期待される。

4. さいごに

本研究では、健全な家庭を作るための子育て支援システムが発達している国カナダのBC州の認定養子縁組機関を訪問調査することにより、ベストな選択に向けての養子縁組の手続きのプロセスとアフターケアのあり方を明らかにするとともに、わが国の養子縁組相談支援への示唆される点を考察した。調査結果は、養子縁組機関事業のあり方、実親・子ども・養親に対する相談支援の視点から分析した。BC州の養子縁組に関連する法律は実践の中から発生した問題点を克服すべく改正を重ね改善してきたことが認定養子縁組機関で実践されていることが明らかになった。児童の最善の利益を見据えた各法律の条文は詳細かつ具体的に内容が規定され取り決めや禁止要件なども明確に示すことで認定養子縁組機関のサービスのバラつきを防ぎ高い相談支援の質が保障されている。わが国でも養子縁組あっせんに関する法律や施行規則を定めた上で法的根拠に基づいたガイド

ラインの作成が急務と考える。赤ちゃん縁組が目されている昨今、養子の健康なアイデンティティの形成のためにも、肯定的に理解できるような実親への記録の取り方と資料の永年保存が求められよう。また求める養子や実親が将来的に再会することも見据え、当事者が情報にアクセスできるよう特定の機関での養子縁組相談支援が整えられ、長期間にわたって実親、養子、養親の人生を支えるシステム作りの必要性が示唆された。

現在のカナダでは社会での養子縁組の認知度は高く、マイナスイメージのスティグマもなくなってきているという。しかしカナダも時間をかけて今に至っている。わが国でも養子縁組を含めた家族のあり方を認める社会の成熟も前提として求められるのではないかと考える。カナダでは若年者のアルコールやドラッグの過剰摂取の問題や先住民の問題が社会問題となっている。BC州では、虐待等で保護された子どもたちの養子縁組は公的機関である子ども家庭省が担当している。BC州の養子縁組の全体像を理解するために子ども家庭省での調査を実施し把握することを今後の課題としたい。

注

- 1) 厚生労働省（2011）「社会的養護の課題と将来像」
www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/.../08.pdf（検索日 2015 年 9 月 25 日）
- 2) 社会的養護を受けている子どもの数 [Canadian Child Welfare Research Portal, Child Welfare across Canada, www.cccw-cepb.ca/statistics]（最終検索日 2015 年 9 月 11 日）
- 3) 開放的養子縁組（Open Adoption）は、実親と養親との間に何らかのコミュニケーションがある養子縁組で、閉鎖的養子縁組（Closed Adoption）は、実親と養親との間にコミュニケーションが一切行われない養子縁組を意味する。
- 4) BC州養親家族協会による最新の養子縁組の統計（<https://bcadoption.com/statistics> 最終検索日 2015 年 9 月 11 日）
- 5) 直接委託（Directed Placement）実親が直接に親族や友人などから養親を選んで養子縁組をする方法である。
- 6) SAFE (Standard Analysis Family Evaluation)

過去には養親希望者のアセスメント評価はホームスタディを行う個々のワーカーによって評価がまちまちであった。2009年に養子縁組機関間のスタッフ委員会のディレクターによる会合でSAFEが支持され、里親希望者や養親希望者家族のソーシャルワークが評価するツールとしての推薦された評価ツールである（資料：The General Child and Family Authority <http://www.generalauthority.ca/safe.php> 最終検索日 2015 年 9 月 7 日）

- 7) サンライズ Adoptive Parents Profiles :
(<http://www.sunriseadoption.com/> 最終検索日 2015 年 9 月 26 日)

引用文献

- 福川須美 (2003). 世界に学ぼう！子育て支援—デンマーク・スウェーデン・フランス・ニュージーランド・カナダ・アメリカに見る子育て環境—汐見稔幸編著、フレーベル館、143-173.
- 林浩康 (2015). 厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究 平成 26 年度総括・分担報告書
- 岩崎美枝子 (2001). 児童福祉としての養子制度—家庭養護促進協会からみた斡旋問題の実情— 養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題—養子と里親を考える会編 湯沢雅彦監修 日本加除出版、57-79.
- クリシク、ジュディ (1997). The World of Foster Care An International Sourcebook on Foster Family Care Systems Ashgate Publishing Ltd. (マシュー・コルトン・マーガレット・ウィリアムズ編 庄司順一監訳 (2008). 明石ライブラリー 123 世界のフォスターケア—21 の国と地域における里親制度—、明石書店、79-97.)
- 近藤久雄 (2001). ブリティッシュ・コロンビア 1996 年州養子縁組法 (1999 年修正) 名経法学第 10 号、名古屋経済大学、13-62.
- 近藤久雄 (2003). ブリティッシュ・コロンビア州 養子縁組法施行規則 (2001 年修正) 名経法学第 14 号、名古屋経済大学、11-41.
- Kroger, J. (2000). Identity Development; Adolescence through Adulthood. Sage Publication Inc. (榎本博明

編訳 (2005). アイデンティティの発達—青年期から成人期— 北大路書房)

Meghan Mulcahy & Nico Trocme (2010). Children and Youth in Out-of Home Care in Canada. CECW Information Sheet #78E. Montreal, QC: McGill University, Centre for Research on Children and Families.

森 和子 (2015). ブリティッシュ・コロンビア州 (カナダ) の養子縁組あっせんに関する研究 林浩康研究代表「『厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究 平成 26 年度総括・分担報告書』、202-204.

大谷まこと (2004). ブリティッシュ・コロンビア州 (カナダ) 「養子縁組法」(The Adoption Act) の特色 養子と里親を考える会編 湯沢雅彦監修 養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題 日本加除出版、173-195.

資生堂社会福祉事業財団 (2005). 第 30 回 (2004 年度) 資生堂児童福祉海外福祉研修報告書

矢満田篤二・萬屋育子 (2015). 「赤ちゃん縁組」で虐待死をなくす—愛知方式が見つないだ命、光文社.

付記

本研究は、2014～2015 年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業の成果の一部である。

(2015. 9. 29 受稿, 2015. 10. 22 受理)

資料

資料 1. 実親の選択の為の情報

a 養子縁組に際して養親のことや費用のこと等について、b 考えてほしいこと—実父、両親、きょうだいに本当に望んでいることは何か、子どもを育てる決意をした場合、養子縁組を選択した場合、c カウンセリング—養子縁組後にはカウンセリングが提供される、実親のサポートグループの集まりも定期的に行われていることの紹介、5 月に実母の日 (Birth Mother's Day) とし、特別な日として集いを設けている、d 開放的養子縁組について—いろいろなレベルがあること等、e 閉鎖的養子縁組—はじめは全く閉鎖的であっても後になって変更も可能であること、f 実父について—実父の登録と実父が求める場合 DNA テストが受けられるようアレンジをする、g 生まれた子どもの健康診断の支援、h 個人情報について—これらの項目についての情報提供をした上で養子縁組を希望した場合、ステップについての資料が用意されている。

資料 2. 実親が養子縁組を選んだ場合の進める手順について

1. ソーシャルワーカーと養子縁組をするについて思い等を話し合う
2. パッケージにある資料の記入
3. 養子縁組に際してどの程度のレベルの開示を望むか
4. 子どもに望ましい養親を選ぶ
5. 選んだ養親にソーシャルワーカーが連絡をする。ソーシャルワーカーは、実母にまだ考えを変える権利があることを伝える。
6. 養親の情報を実母と実父で共有する。養親が実親が出した子どもについての要求を受け入れた場合、子どもが生まれる前か後に養親希望者と会うことができる。ソーシャルワーカーも立会いサポートをする。
7. ソーシャルワーカーは出産に際しての病院での過ごし方を話し合い調整する。写真を撮るかどうかも話し合う。出生登録はしなければならない。
8. 子どもが生まれた後、養子に出すかどうか考

える時間をともに過ごす。

9. 養子に出す意思が変わらない場合、養育と監護者の変更を機関の管理者がサインをして提出する。それでもまだ変更できる。
10. 実母は出産 10 日後に弁護士とともにサインをする。子どもが生まれて 30 日後まで養子縁組の撤回はできる。実父にも伝える。
11. 実父は子どもが生まれた後いつでも同意のサインはできる。
12. 同意のサイン後、子どもの後見人、養親が最終的な養子縁組命令がでるまで監護者となって養育する。子どもが養親の元にいつから 6 ヶ月後までには、最終的に養子縁組決定命令がでる。6 ヶ月以内にソーシャルワーカーは 3 回養親家庭を訪問して安全で健康な家族であることを確認する。
13. 実親との開放的な交流レベルの取り決めによって、手紙や写真、会う等さまざまなレベルの交流をもつ。
14. 養子が 19 歳になったらオリジナルの出生証明書のコピーを請求できる。実親は養子縁組命令のコピーの請求ができる。もし、個人情報が開示されていても実親か養子が交流拒否の申請をしていたら、その他の関係者も要求できない。また、交流拒否の申請をしても変更は可能である。
15. 養子縁組機関とソーシャルワーカーとの関係は、子どもが生まれて、養子縁組に同意しても変わることはない。出産後数週間、数ヶ月は激しい感情の起伏が生じる可能性がある。なのでその時期の乗り越え方も紹介している。

資料 3. 実親の社会的及び医学的経歴

- a 家族背景の個人的情報：実親の名前、生年月日、出生地、住所、電話、養子だったか否か。実親の親について、実親のきょうだいについて記入する。
- b 社会的履歴：人種的背景（先住民（詳細な種族も）、黒人・・・）、使用する言語、身体的特徴（身長、髪の色、体重、目の色、利き手、あざなど）身体的特徴、家系的に引き継いだ身体的特徴、宗教は何か、
- c 実母の妊娠中の情報：病院に初めて行った時、

通院した頻度、親学級の受講、妊娠中に血圧や出血があったか、妊娠中の既往、事故、治療、妊娠中の薬の使用、頻度、妊娠中の食事、睡眠、運動、喫煙の有無と頻度、アルコールの摂取と頻度、量、ドラッグの摂取、摂取した頻度と量、

d 実親の家族の健康履歴：アレルギー、喘息、皮膚のトラブル、心臓、高血圧、視覚障がい、聴覚障害、精神疾患、アルコール依存症、リュウマチ、癌、肝臓疾患、等

e パーソナリティ：自分自身の性格について表した適切な表現にチェックする。恥ずかしがり、意思が強い、外交的、親しみやすい、思慮深い、カッとしやすい、創造的、穏やか、働きすぎ、あきやすい、影響されやすい、楽観的、悲観的、辛抱強い、正直等

f から n は自分で書く部分である。f 自分が変わりたいところ、g 自分自身の好きな所、h 他の人が好きな自分のこと、i 興味のあること、j 面白いこと・好きな音楽、楽器演奏や歌唱力なども含め・好きなスポーツや好きな観戦、k 好きな芸術や創作・好きな本の種類・好きな映画テレビ、どのジャンルの番組が好きか、l 所属しているクラブやグループ・得意な活動、それらの活動の能力は家族から引き継いだか、m 子どもの頃の特別な思い出、n 楽しみだったこと・ペットのこと、好きな親戚は、自分は何に似ているか、好きな食べ物等

資料 4. 産科病院での宿泊計画

a 緊急の連絡先、b 病院医療者名、c ソーシャルワーカーについて、d 子どもの実父について、e 現在として項目ごとにチェックするようになっている。

- ・子どもの父親に望むこと：☐出産の立会い、☐病院にいてほしい、☐関わりをもってほしい、☐その他 等
- ・養親に望むこと：☐出産に際してあっせん機関から連絡してほしい、☐出産に際して自分で連絡したい、☐生まれる前から病院にいてほしい、☐立ち会ってほしい等
- ・出産後：☐赤ちゃんと同室に、☐望んだら同室に連れてきてほしい、☐他の部屋で養親に面倒

をみてもらいたい、☐その他

- ・赤ちゃんの養育で望むこと：☐すべての養育をしたい、☐養親にすべての養育をしてもらいたい、☐養親とともに養育したい、☐プライベートな部屋を望む、☐その他
- ・名前について：☐自分で名づけて出生登録もしたい、☐養親が名づけて出生登録する、☐養親と話し合って名前をつけたい、☐その他